

## 練馬区公告第75号

### 東京都市計画公園事業の認可に係る図書の縦覧について

東京都知事から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、東京都市計画公園事業第8・2・30号高松農の風景公園の事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項および都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定に基づき、つぎのとおり公告し、縦覧に供する。

令和8年5月26日

練馬区長 吉田 健一

- 1 施行者の名称  
練馬区
- 2 都市計画事業の種類および名称  
東京都市計画公園事業第8・2・30号高松農の風景公園
- 3 事業施行期間  
令和8年5月18日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 練馬区高松二丁目・三丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 縦覧場所  
練馬区豊玉北六丁目12番1号  
練馬区環境部みどり推進課  
(練馬区役所本庁舎18階)